

鹿屋市納税お知らせセンター運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市税等の未納者に対する初期対応として、電話等による納税の呼びかけ等を行うことにより早期の税収確保と滞納の未然防止を図るため、納税お知らせセンター管理業務の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するもの。

2 委託事業の概要

- (1) 委託名 鹿屋市納税お知らせセンター運用業務委託
- (2) 業務内容 (別紙)鹿屋市納税お知らせセンター運用業務委託基本仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和4年6月1日から令和7年5月 31 日まで
- (4) 委託料の上限 60,033,600 円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の物品調達等入札参加登録業者であり、かつ公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から契約締結の日まで鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格者の指名停止にする要綱(平成 24 年鹿屋市告示第 23 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項(同令第 167 条の 11 第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成 24 年鹿屋市条例第 19 号)第 3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。

4 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合、質問書(様式1)にて下記のメールアドレス宛てに提出して下さい。電話等による口頭での質問には対応しません。

- (1) 受付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月6日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 E-mail:syuunou@e-kanoya.net
- (3) 質問の回答 令和4年4月7日(木)中に電子メールで送信します。

5 参加申込み

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書面を郵送により提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル方式参加表明書(第3号様式)
 - ② 会社概要(様式任意、商業登記簿謄本でも可)

- ③ 国税、都道府県税、市町村税の納税証明書の写し(発行後3か月以内のもの)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和4年4月 11 日(月)午後5時まで(当日消印有効)
- (4) 提出先

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番1号
鹿屋市総務部収納管理課(市役所1階⑬番窓口)
電話:0994-31-1155(直) FAX :0994-31-1163
E-mail:syuunou@e-kanoya.net

6 企画提案書の提出

プロポーザル方式参加要請書(第5号様式)にて通知を受けた者は、以下の書面を郵送により提出してください。通知を受けていない者から提出された企画提案書は無効となります。

(1) 提出書類

① 企画提案書

- ア 様式は任意で、A4 縦長の横書きとすること。
- イ 表紙(様式2)をつけて、目次、提案内容の順で綴り、通し番号を付すこと。
- ウ 別紙の評価基準に記載されている項目について、それぞれの評価基準内の内容を踏まえ、評価項目ごとに提案内容を記載してください。

② 見積書

- ア 様式は任意で、見積書発行年月日、あて先として「鹿屋市長」、見積書発行元として貴社の住所、商号又は名称、代表者名を記載して下さい。
- イ 本業務委託に要する全ての経費を見積もることとし、経費の内訳を必要な区分がわかるように記載すること。

※見積価格が鹿屋市の提示した上限金額を上回る場合は失格とします。

(2) 提出部数

- ア 紙媒体 企画提案書及び見積書を各1部郵送してください。
※入札、見積り、契約等に使用する印鑑として鹿屋市に届けたものを押印すること。
- イ 電子媒体 PDF ファイル化したデータをメール又は CD-ROM1 枚郵送してください。
※企画提案書は表紙、目次、提案内容の順に一つのファイルで保存してください。

(3) 提出期限 令和4年5月 13 日(金)午後5時まで【当日消印有効】

(4) 提出先 「5 参加申込み (3)提出先」に同じ

7 審査方法

(1) 評価方法

- ① 鹿屋市納税お知らせセンター運用業務委託者選定委員会において提出された企画提案書等の書類及び提案についてのプレゼンテーションの内容を審査し、審査基準表(別紙)に基づいて採点します。

- ② 合計点数が全体の6割以上の者の中から、最も高い者を受注候補者として選定する。
 - ③ 上位者の合計点数が同点の場合は、審査項目のうち「企画提案内容」の評価点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。
 - ④ 受注候補者と契約の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、合計点数が全体の6割以上の者の中から、次に合計点数が高い提案者から順に繰り上げることとする。
 - ⑤ 参加事業者が1社のみの場合においても、上記方法で審査を実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は、受注候補者として選定しないものとする。
- (2) プレゼンテーション
- ① 開催日 令和4年5月 18 日(木) (予定)
※開始順番は、企画提案書の提出順とし、開始時間は、後日連絡します。
※新型コロナウイルス感染の状況によっては、リモートでの実施に変更することもあります。
 - ② 場 所 鹿屋市役所7階 大会議室
 - ③ 実施方法
 - ア プレゼンテーションに参加できる者は、3人までとします。
 - イ 説明時間 20 分、質疑応答 10 分程度で、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更は認めないものとします。
 - ウ 委員は審査の際にタブレット等の電子端末機で提案書等の確認を行います。
 - エ プレゼンテーション当日に別途、資料を使用する場合は、令和4年5月 18 日(水)正午までに、PDF ファイル化したデータを「5 参加申込み (3)提出先」のメールアドレスに送信してください。
※プロジェクターを使用する場合、事前に連絡してください。本市でプロジェクター(1基)・スクリーン(1基)用意しますが、パソコンは各参加者で用意してください。
- (5) 審査結果の通知
- 選定結果は、令和4年5月 27 日(金) (予定)に、各提案事業者に書面により通知します。
なお、審査経過に関する質問には一切回答しません。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案を無効とします。

- (1) 「3 参加資格」に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 指定された提出期限及び提出先までに、必要書類が提出しなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2 業務概要 (4)委託料の上限」を超えている場合
- (5) その他本市が指示した事項に違反した場合

9 契約の締結

- (1) 仕様の調整

選定された受託候補者は、企画提案書及び基本仕様書等の内容に基づき、担当部署

(収納管理課)と協議し、仕様内容を調整し、最終的な業務委託仕様書を作成します。

(2) 受注者の決定

受注候補者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に受注者として決定し契約を締結します。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費は、全て参加事業者の負担となります。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限後に参加表明書及び企画提案書の内容変更、差替又は再提出はできません。
- (4) 企画提案は、1事業者につき1提案とします。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しません。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案資格の確認及び受注候補者の特定以外に提案者に無断で使用しません。ただし、公平性、透明性を期すために「鹿屋市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することもあります。
- (7) 実施要領に定めるほか、必要な事項は市長が別に定めます。

11 実施スケジュール

実施日時(予定)	実施項目
4月 1日(金)	プロポーザル公告
4月 6日(水) 午後5時	質問受付期限
4月 7日(木)	質問回答
4月 11日(月) 午後5時	参加表明書の受付期限
4月 13日(水)	公募型プロポーザル参加資格確認通知書及びプロポーザル参加要請書発送
5月 13日(金) 午後5時	企画提案書等の提出期限
5月 18日(水)	プレゼンテーション
5月 27日(金)	選定結果の通知、評価結果の公表
6月 1日(水)	契約締結

12 担当部署

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番1号
鹿屋市総務部収納管理課(市役所1階⑬番窓口)
電話:0994-31-1155(直)
FAX :0994-31-1163
E-mail:syuunou@e-kanoya.net